

『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』の概要

公の施設の指定管理者制度については、平成15年の地方自治法改正で導入されて以来、まもなく10年を迎えます。この間、導入施設数が増加する一方、留意すべき点も明らかになってきたため、平成22年12月28日に運用に関する通知を発出したところです。

本調査は、この通知の項目も含めて、平成24年4月1日現在における各地方公共団体の指定管理者制度の導入状況等を調査したものです。

1 調査時点

平成24年4月1日現在（前回調査は平成21年4月1日現在）

2 調査対象団体

都道府県、政令指定都市、市区町村

3 調査結果のポイント

①指定管理者制度が導入されている施設数は73,476施設

都道府県	7,123施設
指定都市	7,641施設
市区町村	58,712施設
合計	73,476施設

・前回調査（70,022施設）から、3,454施設の増

②約3割の施設で民間企業等（株式会社、NPO法人、学校法人、医療法人等）が指定管理者に

都道府県	2,304施設（32.3%）
指定都市	3,077施設（40.3%）
市区町村	19,003施設（32.4%）
合計	24,384施設（33.2%）

・（ ）内は、各区分の導入施設に占める割合

・前回調査（29.3%）から、3.9ポイントの増

③指定期間は長期化の傾向、「前回の指定期間よりも長い」施設が約3割

3年	22.3%
4年	10.1%
5年	56.0%
合計	88.4%

・「5年」の割合が、前回調査（47.3%）から8.7ポイントの増

※「前回の指定期間よりも長い」（指定期間の変更状況）は新規調査項目

④公募は、都道府県、指定都市の約6割、市区町村の約4割で実施

都道府県	63.8%
指定都市	63.3%
市区町村	38.9%
合計	43.8%

・前回調査（都道府県57.9%、指定都市55.8%、市区町村36.0%、

全体40.0%）とほぼ同じ

⑤選定基準は「サービス向上」が最多、次いで「業務遂行能力」「管理経費の節減」

施設のサービス向上に関する事	95.3%
団体の業務遂行能力に関する事	94.0%
施設の管理経費の節減に関する事	92.4%
施設の平等な利用の確保に関する事	89.8%

・新規調査項目（複数回答）

・選定基準を事前公表している施設について調査

⑥指定管理者の評価は、約7割の施設で実施

都道府県	99.9%
指定都市	96.7%
市区町村	66.1%
合計	72.5%

・前回調査（61.4%）から11.1ポイントの増

⑦リスク分担に関する各事項について、約8～9割の施設で選定時や協定等に提示

	必要な体制の整備	地方公共団体への損害賠償	利用者への損害賠償	修繕関連	備品関連	緊急時の対応
都道府県	98.8%	77.2%	77.3%	77.6%	75.8%	73.8%
指定都市	96.6%	98.5%	95.5%	99.7%	96.0%	98.2%
市区町村	81.7%	91.3%	92.4%	96.3%	89.3%	87.2%
合計	84.9%	90.7%	91.2%	94.9%	88.7%	87.1%

・新規調査項目

※前回調査では、「必要な体制の整備」「損害賠償責任」として、協定等への記載の有無を調査。

→ 「必要な体制の整備」：76.2%、「損害賠償責任」：82.2%

⑧労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮について、約6割の施設で選定時や協定等に提示

都道府県	84.9%
指定都市	84.3%
市区町村	55.4%
合計	61.2%

・新規調査項目

⑨個人情報保護への配慮規定について、約9割の施設で選定時や協定等に提示

都道府県	100.0%
指定都市	100.0%
市区町村	94.2%
合計	95.4%

・新規調査項目

⑩指定管理者の指定の取消し等は、2,415施設

	指定の取消	業務の停止	指定管理の取りやめ	合計
都道府県	153施設	7施設	447施設	607施設
指定都市	43施設	0施設	41施設	84施設
市区町村	635施設	44施設	1,045施設	1,724施設
合計	831施設	51施設	1,533施設	2,415施設

・期間：平成21年4月2日～平成24年4月1日

・前回調査（2,100施設）から315施設の増